

大栄環境株式会社
事業本部 運輸部
安全管理規程

2017年4月1日 制定

2020年4月1日 改訂

大栄環境株式会社

安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、以って輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、大栄環境株式会社事業本部運輸部（以下「運輸部」という）の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。但し、運輸部における輸送の安全の確保についての運用は、運行管理規程、整備管理規程、安全教育指導規程その他関係規程を相俟って行うものとする。また関係法令を遵守すること。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 運輸部長は、輸送の安全に関し、次の各号に掲げる基本的方針を運輸部従業員に周知させるとともに、実現に向けて主導的役割を果たす。

- (1) 輸送の安全の確保が経営の根幹であることを深く認識し、運輸部従業員に輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 運輸部従業員全員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努める。
- (3) 輸送の安全の確保に関する情報。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前述の輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、運輸部内において必要な方法を伝達共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施すること。

- 2 運輸部及び大栄環境グループ会社が密接に協力し、一丸となり輸送の安全性の向上に努める。
- 3 協力会社を利用する場合は、協力会社の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を策定する。

(重点施策の決定)

第7条 第3条の基本的方針に基づく、実施すべき重点施策、達成目標、実施計画及び実施に必要な予算案等は協議の上策定し、運輸部長に報告の上、社長の承認を得る。

(社内組織)

第8条 輸送の安全確保について責任ある体制構築を適確に行うため、別表「運輸部安全管理組織図」に則り、次の各号に掲げる者を選任し、配置する。

- (1) 運輸部長
- (2) 安全指導課長
- (3) 統括運行管理者
- (4) 運行管理者及び運行管理補助者（以下「運行管理者等」という）
- (5) 整備管理者及び整備管理補助者（以下「整備管理者等」という）
- (6) 安全指導課員

(運輸部長の責務)

第9条 運輸部長は、輸送の安全に関する最終的な責任を有する。

- 2 運輸部長は輸送の安全を確保するため、次の各号に掲げる責務を有する。
 - (1) 輸送の安全に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずること。
 - (2) 輸送の安全に関し、安全専任者の意見を尊重すること。
 - (3) 輸送の安全を確保するための業務実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うこと。

(安全指導課長の選任、責務)

第10条 安全指導課長は、運輸部長が指名、選任する。

- 2 安全指導課長は、運輸部長の命を受け、第9条に掲げる運輸部長の責務を補助する。
- 3 安全指導課長は、輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、運輸部長の承認を得た上で実施する。

- 4 安全指導課長は、安全対策の専門職として、安全確保を図るため主体的に事業所を巡回し、乗務員へ法令、交通安全、労災防止に関する事項を指示、指導する。
- 5 安全指導課長は、指導効果を高めるため、添乗指導、路上観察、運転適性診断受診等の方策を指示実施する。

(統括運行管理者及び運行管理者等の選任、責務)

- 第11条 統括運行管理者の選任及び責務については、運行管理規程に別途定める。
- 2 運行管理者等の選任及び責務については、運行管理規程に別途定める。

(整備管理者等の選任、責務)

- 第12条 整備管理者等の選任及び責務については、整備管理規程に別途定める。

(安全指導課員の選任、責務)

- 第13条 安全指導課員の選任及び責務については、安全教育指導規程に別途定める。

(重点施策の実施)

- 第14条 第3条の方針に基づき、第5条の目的を達成すべく、第6条の計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

- 第15条 運輸部長は、事業所統括運行管理者が運行管理者等及び乗務員等と双方向の意思疎通を十分行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に運輸部内に伝達され、共有されるよう努める。

(事故、災害に関する報告連絡体制)

- 第16条 事故、災害が発生した場合における報告連絡体制は、「運輸部事故災害発生時緊急連絡体制」に定めるところによる。
- 2 事故、災害等に関する報告が、運輸部長及び運輸部内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 運輸部長は、運輸部内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むように、必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は同規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第17条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要とされる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、着実に実行する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第18条 運輸部長は、自らもしくは安全指導課長以下運輸部長が指名する者を実施責任者として輸送の安全に関する施策の実施状況を確認するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

3 運輸部長は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

4 運輸部長は、前項の措置を実行するため関係する統括運行管理者に指示をすることができる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第19条 運輸部長は、以下のような場合に得た情報に基づき、輸送の安全を確保するため、安全指導課長以下に対し、必要に応じて是正又は予防のための措置を指示するものとする。

2 運輸部定期報告

3 社内通報制度、クレーム、アンケート等

4 事故、災害等の発生、経過報告

5 前条及び通常の監査結果

6 前項に掲げる場合以外でも、運輸部長は自ら是正措置又は予防措置を講ずることができる。

また、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずるものとする。

(情報の公開)

第20条 輸送の安全に関する基本的な情報は毎年度、外部に対し公表する。

2 輸送の安全に関する情報とは、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針

(2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(5) 輸送の安全に関する重点施策

(6) 輸送の安全に関する計画

(7) 輸送の安全に関する予算等実績額

- (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (9) 安全統括管理者
 - (10) 安全管理規程
 - (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
 - (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 3 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合は、速やかに外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第21条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 次の各号に掲げる内容について記録し、これを適切に保存する。
- (1) 輸送の安全に関する、事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録等
 - (2) 報告連絡体制
 - (3) 事故、災害等の記録
 - (4) 運輸部長の指示
 - (5) 内部監査の結果
 - (6) 社長に報告した是正措置又は予防措置
- 3 前項の情報、その他輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法については別途定める。

附 則

第22条 本規程は、平成29年4月1日より施行する。